

東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る
固定資産税の特例適用申告書

年 月 日

滝 沢 市 長 様

申 告 者 住 所

氏 名 ㊟

電 話

地方税法附則第56条第10項及び第11項の規定(東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は家屋に係る固定資産税の特例)の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

納税義務者	住所・所在					
	氏名・名称		被災住宅用地 被災家屋の所有者と同居する(予定)			
代替資産 の状況	区分	所在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造	
取得年月日		土地	年 月 日	家屋	年 月 日	
被災資産 の状況	区分	所在	地番・家屋番号	地積・床面積	地目・種類・構造	

- 1 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋又はその敷地に代わるものとして取得した家屋又は土地をいう。
- 2 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋又はその敷地をいう。
- 3 特例の適用要件、必要な添付書類等については裏面をご覧ください。

◎ 特例の適用要件

1 特例対象者

- (1) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者（被災住宅用地又は被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) 土地：個人の被災住宅用地の所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者
家屋：個人の被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) 被災住宅用地又は被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※ 震災時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、震災特例の対象になりません。

2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は著しく損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしたもの。

3 被災住宅用地要件

前記2の被災家屋の敷地で、平成23年度において住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けていたもの。

4 震災特例対象家屋要件

原則として被災家屋の所有者が、被災家屋の代わりとして取得した家屋（種類、用途が被災家屋と同一のもの）。

5 震災特例対象土地要件

原則として被災住宅用地の所有者が、当該被災住宅用地の代わりとして取得した土地。

6 取得期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日（※延長）まで（被災家屋も同期間内に処分されていること）。

◎ 特例の内容

1 被災代替住宅用地の特例

当該被災代替土地のうち、被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす。

2 被災代替家屋の特例

当該被災代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後2年度分3分の1を減額する。

◎ 添付書類

1 市町村長が発行するり災証明書等

2 代替家屋の登記事項証明書又は工事請負契約書の写し等

3 代替土地の売買契約書の写し

4 被災家屋の床面積又は従前の土地の面積を証する書類（り災した年の固定資産証明書等）

5 個人：被災資産の所有者以外の場合には、三親等内の親族であることを証する戸籍謄本の写し

法人：商業登記簿謄本の写し